

大項目 1 5 情報公開・説明責任

1. 学部

(財務公開)

A群 財務公開の状況とその内容・方法の適切性

[現状把握]

本学の財務公開は、学校法人会計基準により作成した財務主要計算書類に解説を添付した形で、大学の学内広報誌(学報)及び大学の機関誌(MAUニュース)に掲載するなどして情報の公開を行っている。

学報は主に役員・教職員に配布している。MAUニュースの主な配布先は、役員・教職員・在学生・卒業生(校友)・父母等・社会一般(不特定多数)・法人役員などである。

予算については、5月号に資金収支計算書と消費収支計算書等を掲載している。一方、決算については年度によって異なることもあるが、ほぼ同時期に決算の概要と資金収支計算書、消費収支計算書、各々の部門別内訳表、貸借対照表等を掲載している。

[点検・評価]

学校法人は、財務情報の公開において情報公開の透明性の確保、説明責任等高い水準を目指す必要がある。本学の財務公開については、学内広報誌および大学の機関紙等で財務主要計算書類に解説を添付した形で掲載している等、大方の説明責任は果たしているが、他大学に見られるようなインターネットのホームページへの掲載、学内掲示板等への掲示等、広く財務情報を公開することは行っていないため高い水準に達しているとはいえない。

[改善・改革方策]

財務公開の方法については、学内においてその公開方法を整備するといったことを検討していくことが重要である。例えば、財務状況の閲覧にあたっては閲覧希望者に対してどのような便宜が図れるのか、また、求めに応じて閲覧資料のコピーを認めるのか等である。

閲覧資料の説明については、どの部署で行うのかについても取り組み方法やルールを明確にする必要がある。学報やMAUニュースへの記載は、財務内容をわかり易くするために勘定科目を大科目にするほか、グラフや図形を用いるなどの工夫をする。

また、大学のホームページにそれぞれ解り易い説明文を付けて公開することや、学内の掲示板など特定の場所に期限を決めて掲示するなど、広く関係者の理解と協力を得られるようにすることを検討していく必要がある。

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

B群 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

[現状把握]

現行の「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第6条において、「理事長及び学長は、「自己点検・評価報告書」を公表するものとする。」旨、定められており、本学においては、第1回報告書として「明日に向かって 自己点検・評価報告書」及び第2回報告書として「2001/2002年度 自己点検・評価報告書」がそれぞれ刊行されている。

刊行された報告書は、関係各機関、他大学、法人役員、名誉教授、学賓、参与、専任教員、助手、教務補助員、各部課室、その他の希望者に配布されているが、大学のホームページ上には公開されていない。

なお、本学は平成6年に維持会員として加盟後、外部評価を受けていないため自己点検・評価項目に該当しない。

[点検・評価]

自己点検・評価報告書は、多くの大学では各々の社会的説明責任を果たすための手段として、印刷物を刊行する以外に、当該大学のホームページあるいはCDやDVD等を作成するなど、他のさまざまな情報伝達手段を活用し、広く社会全般に公開する方法をとることが多くなっている。

本学は、印刷物の刊行レベルにとどまっており、情報化社会への時代の流れを考えれば、少なくともホームページには公開するべきであろう。また、自己点検・評価報告書が学内外へ発信された後の意見聴取については、傾聴方法を検討する必要がある。

[改善・改革方策]

平成16年4月から学校教育法の改正が行われ、国公立全ての大学は7年以内に1度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることが義務づけられており、本学は、平成20年度に評価を受ける予定で第3期自己点検・評価委員会を発足させ、予定通り点検・評価活動が完了すれば、今回初めて評価を得ることになる。

評価結果については、社会に公表することが義務づけられており、その公表方法については、現在の情報化社会に合致した姿勢が求められる。したがって、今期自己点検・評価委員会が検討すべきことは、単に学内外へ発信するという意味だけではなく、本学のことについて広く社会に認識してもらうための適切な手段を選ぶこととする。

2. 大学院

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

「現状把握」

「点検評価」

「改善・改革方策」

「1. 学部」の項を参照。